

令和2年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月7日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表	1
2 神奈川県手数料条例 新旧対照表	2
3 神奈川県県税条例 新旧対照表	4
4 普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例 新旧対照表	5
5 分庁舎新築工事の概要	6

1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年神奈川県条例第54号）新旧対照表

改正	現行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下「知事等」という。）は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その者が県に対して損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について、賠償の責任を免れる。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、<u>内水面漁場管理委員会の委員</u>又は<u>地方公営企業の管理者</u> 2</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下「知事等」という。）は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その者が県に対して損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について、賠償の責任を免れる。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>内水面漁場管理委員会の委員</u>、<u>地方公営企業の管理者</u> 2</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額
1～46（略）			1～46（略）		
47 家畜伝染病予 防法第6条第1 項又は第31条第 1項の規定に基 づく家畜の注射 又は薬浴	家畜注射 又は家畜 薬浴の手 数料	(1) 予防注射 ア 炭疽 ^そ （略） イ～オ（略） (2)・(3)（略）	47 家畜伝染病予 防法第6条第1 項又は第31条第 1項の規定に基 づく家畜の注射 又は薬浴	家畜注射 又は家畜 薬浴の手 数料	(1) 予防注射 ア 炭疽 ^そ （略） イ～オ（略） (2)・(3)（略）
48～91の27（略）			48～91の27（略）		
91の28 農林水産 物及び食品の輸 出の促進に關す る法律（令和元 年法律第57号） 第15条第2項の 規定に基づく農 林水産物又は食 品（いずれも水 産動物（活水産 動物以外のもの にあつては、水 産防疫又は冷凍 船に係るものに 限る。）に限 る。）の衛生証 明書の発行	衛生証明 書発行手 数料	870円	(新設)	(新設)	(新設)
91の29 農林水産 物及び食品の輸 出の促進に關す る法律第17条第 2項の規定に基 づく農産物及び 水産物（漁船 （加工船を除 く。）、養殖場 等及びベトナム 向け最終加工施 設等に係る水産 物に限る。）の 適合施設の認定 の申請に対する 審査	適合施設 認定申請 手数料	(1) 立入調査を 伴う適合施設 の認定 2万900円 (2) 立入調査を 伴わない適合 施設の認定 1万400円	(新設)	(新設)	(新設)

改正			現行		
92～100 (略)			92～100 (略)		
5 (略)			5 (略)		
6 健康医療局関係			6 健康医療局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～164 (略)			1～164 (略)		
165 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品（いずれも水産動物（活水産動物以外のものにあつては、水産防疫又は冷凍船に係るものに限る。）を除く。）の衛生証明書の発行	衛生証明書発行手数料	870円	165 削除		
165の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく畜産物及び水産物（漁船（加工船を除く。）、養殖場等及びベトナム向け最終加工施設等に係る水産物を除く。）の適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	(1) 立入調査を伴う適合施設の認定 2万900円 (2) 立入調査を伴わない適合施設の認定 1万400円	(新設)	(新設)	(新設)
166・167 (略)			166・167 (略)		
7～11 (略)			7～11 (略)		

3 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～7（略） （県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>8 <u>令和2年11月1日から令和7年10月31日</u> <u>までの間に終了する各事業年度分又は各連</u> <u>結事業年度分の法人税割の税率は、第14条</u> <u>の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</u></p> <p>9～14（略） （法人の事業税の税率の特例）</p> <p>15 <u>令和2年11月1日から令和7年10月31日</u> <u>までの間に終了する各事業年度分の法人の</u> <u>事業税の額は、前項の規定により読み替え</u> <u>て適用される第18条の規定にかかわらず、</u> <u>次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ当該各号に定める金額とする。</u> （1）～（3）（略）</p> <p>16～43（略）</p>	<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～7（略） （県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>8 <u>平成27年11月1日から令和2年10月31日</u> <u>までの間に終了する各事業年度分又は各連</u> <u>結事業年度分の法人税割の税率は、第14条</u> <u>の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</u></p> <p>9～14（略） （法人の事業税の税率の特例）</p> <p>15 <u>平成27年11月1日から令和2年10月31日</u> <u>までの間に終了する各事業年度分の法人の</u> <u>事業税の額は、前項の規定により読み替え</u> <u>て適用される第18条の規定にかかわらず、</u> <u>次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ当該各号に定める金額とする。</u> （1）～（3）（略）</p> <p>16～43（略）</p>

4 普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）新旧対照表

改 正	現 行
<p><u>公有財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公有財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(普通財産の無償貸付け及び減額貸付け)</p> <p>第5条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償又は時価よりも低い額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において公用、公共用又は公益の用に供するとき。</p> <p>(2) 普通財産の貸付けを受けた者が災害のため当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。</p> <p>(3) 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき。</p> <p>(<u>行政財産の貸付けについての準用</u>)</p> <p>第6条 <u>前条の規定は、行政財産の貸付けについて準用する。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p><u>普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(普通財産の無償貸付け及び減額貸付け)</p> <p>第5条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償又は時価よりも低い額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において公用、公共用又は公益の用に供するとき。</p> <p>(2) 普通財産の貸付けを受けた者が災害のため当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。</p> <p>(3) 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>

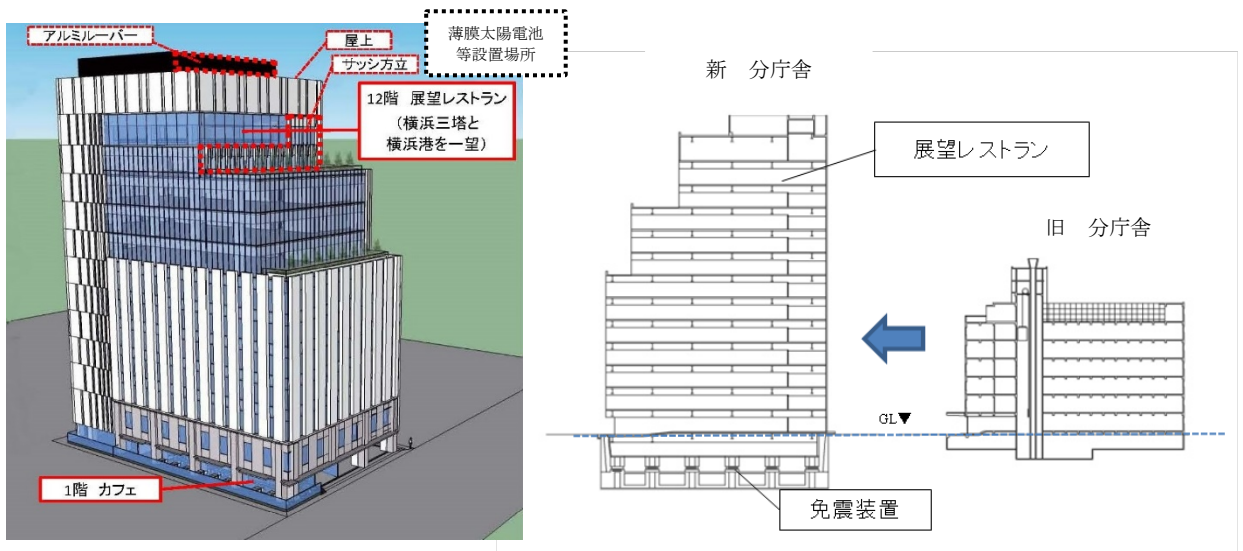
5 分庁舎新築工事の概要

(1) 目的

大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、分庁舎の整備工事を行う。整備工事を行うことにより、分庁舎の耐震化、床面積の拡大を図る。

(2) 事業概要

- ・ 建築面積：1001.18 m²
- ・ 延べ床面積：12,051.64 m²
- ・ 構造及び規模：地上 鉄骨造 CFT柱（コンクリート充填鋼管柱）
地下 鉄骨鉄筋コンクリート造（基礎免震構造）
地上13階 地下1階 塔屋
- ・ カフェ（1階）、展望レストラン（12階）の設置



(3) 請負契約の内容

ア 工事請負金額

工事名称	変更前請負契約金額	変更後請負契約金額
分庁舎新築工事（建築）	56億9,715万6,800円	57億749万4,600円
分庁舎新築工事（機械）	11億7,455万8,620円	11億7,743万1,820円
分庁舎新築工事（電気）	9億8,321万3,600円	9億8,599万3,300円

※ 工期については、令和2年8月17日付けで下記のとおり延長の変更契約を締結

- ・ 建築 (変更前) 平成28年12月20日から令和2年9月30日まで
(変更後) 平成28年12月20日から令和2年11月16日まで
- ・ 機械及び電気 (変更前) 平成29年3月22日から令和2年9月30日まで
(変更後) 平成29年3月22日から令和2年11月16日まで

(4) 工事スケジュール

	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2
変更後工期	除却	杭・掘削・地下工事	地上躯体工事	地上躯体工事	内装・設備工事